

第38回 地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和5年11月30日（木）午後1時30分から午後3時まで

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 出席者

立川毅（委員長）、宇都義和、桂木正樹、川畑憲司、瀬戸山由起子、中根総子、中村啓子、西木場洋子、馬場竹彦、前田忠倫、餅原尚子（敬称略、五十音順）

4 議事

(1) 委員自己紹介

(2) 委員長選出

(3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

1 「民事訴訟手続の迅速化に向けて」

説明 鹿児島地方裁判所民事第2部部総括裁判官 坂庭正将

2 質疑応答、意見交換 (□委員長、○学識経験者、◎法曹委員、◇裁判所)

□ 議事に入る前に、少し補足説明します。

資料からは、人証調べを実施した事件の方が実施しなかった事件に比べ長期化していることから、人証調べの手続に時間がかかっていると思われるかもしれませんが、人証調べに要する時間は比較的短く、人証調べがあるから審理が長引くということではありません。第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの争点整理では、当事者双方の主張を突き合せて法律要件の充足性を確認する作業と争いのある事実について書証から暫定的な心証を形成する作業を行いますが、人証調べに入ってしまうと審理の終結まで間がないということもあって、争点整理によって、法律要件の充足性を確認し暫定的な心証を形成して結論がある程度予想できないと、裁判官としては人証調べに入りにくい面があります。そのため、争点整理期間が延びてしまうということになります。

○ 先日、犯罪被害者に遭われた方のお話で、民事で賠償請求して請求額も決定していたのに、10年経って再度請求しなければならなかったとのことでした。時効は訴訟の期間に影響をしているのでしょうか。

◇ 判決によって損害賠償の支払義務が確定しても、10年経つと時効によって義務が消滅してしまいます。それを避ける方法の一つとして、もう一度裁判をすることがあります。

その場合、2回目の裁判をすることになりますが、1回1回の裁判の長さについていえば、時効制度のために長期化しているということはないと思います。

◎ 手続段階別平均期間の推移で、受理から第1回弁論までの期間が徐々に長くなっているように見えますが、原因は何ですか。

◇ 一つの明確な原因は口頭弁論期日を実施せずに審理を進める事件が増えて

いることです。従来は、裁判が始まると、まず第1回口頭弁論期日で顔合わせをし、その後の進行について議論をしていました。今は、わざわざ最初に裁判所に来て口頭弁論期日を実施せずに、ウェブ会議を使って実質的な議論を行い、第1回口頭弁論期日が最初で最後の口頭弁論期日になることもあります。そのような場合、争点整理も終わり、後は尋問を実施するだけ、または口頭弁論を終結するだけという段階になって、初めて第1回口頭弁論期日が指定されます。そのため、機械的に統計を取ると、訴え提起から第1回弁論期日までの期間が長くなります。これが原因のすべてではありませんが、ここ数年の大きな変化ではあります。

◎ 争点整理にかなり時間がかかっているということですが、私が携わっている刑事事件でも同じ傾向がありますが、民事事件の場合は1つの争点整理の期日から次の期日までの間隔はどのくらいでしょうか。

◇ 一般的に1ヶ月おきにやっているのが実情です。

◎ 法曹人口の増加が迅速化を阻む要因の一つとして挙げられていますが、弁護士の質が下がって話が進められないという理解でよろしいでしょうか。

◇ ご指摘いただいた点とは敢えて別な視点から申し上げますと、弁護士が売り手市場から買い手市場になったことがあげられると思います。昔は弁護士が少なかったこともあり、当事者は弁護士を選べないといった事情もあったものと思います。ところが今は、弁護士が思うように動いてくれないと、自分の言うとおりに動いてくれる弁護士を探そうという動きが出てきて、その受皿になる弁護士もでてきます。その結果、本来必要でない主張が制限できなくなるということもあるとみています。

○ 代理人弁護士を立てないと裁判が長くなるのではないかと考えましたが、その割合はどのくらいですか。

◇ 令和4年度の全国の民事第一審通常訴訟既済事件では、原告被告の双方又は一方が弁護士を立てない事件の割合は7%です。弁護士を立てないと裁判が長く

なるかという点、場合によりけりです。例えば、被告が銀行から借りたお金を返さないから、返してくださいというような裁判で、払わなければいけないのは分かっているけれども、払えないから払わないというだけなので、弁護士が付いていなくても、あっという間に終わるケースもあります。一方で、弁護士を付けずに、自分でいろいろやろうとして時間がかかってしまうケースもありますが、このようなケースが統計に与える影響は大きくないと思います。

- 1年間に1,000件程の事件を進捗管理するのは、システムを使われているのでしょうか。それともエクセル等で管理されているのでしょうか。
- ◇ システムを利用しています。すべての事件に番号が振られ、事件番号で検索すると、今どういう状態で誰が担当しているか分かるようになっています。
- ◎ 裁判を迅速に進めるといふ裁判所の努力は、弁護士の立場から見て、効果はあがっていると思います。データだけを見ると、そんなに短くなっていないように見えるかもしれませんが、それは裁判自体の件数が減っていることに起因しています。

裁判は当事者にとって、精神的、金銭的、時間的に負担になります。費用対効果で、紛争解決の手段として裁判が有効かどうかという点が問題になります。裁判は時間がかかるというイメージが付いてしまうと、裁判はやめて他の方法で解決しようという話になり、結果、裁判が減っていきます。裁判が増えればいいということではありませんが、紛争解決手段として裁判が重要視されていないのではないかと懸念されます。裁判所は迅速化の努力もしているし、その効果も出ているけれども、簡単な事件は裁判所に回ってこないで、当事者同士の話し合いでは解決できない複雑困難な事件ばかりが回ってきて、どうしても長期化してしまう面もあるのではないかと思います。

- ◇ 紛争解決の手段として裁判が選ばれるかどうかという点について、裁判所に来ることなく円満に紛争が解決していればいいことですが、裁判が使いにくいために避けられているのだとすると、使いやすくしていかなければいけないという

思いを新たにしました。

◎ 今回のテーマは裁判の迅速化ですが、裁判は当事者にとっての負担も大きいので、早く終わらせる努力もいいと思います。2年で終わらせるという目標を設定することも手段としていいと思います。ただ、期間を短縮することだけを求めると拙速な裁判になってしまうおそれがあります。紛争解決の手段として裁判所が選ばれるかどうかと関係してきますが、裁判の結果を当事者が納得するかどうかが大変で、当事者双方が納得した結果であったり、敗訴しても納得が得られればいいですが、早く終わらせることに注力するあまり、十分に話を聞いてもらえなかったために、結果に納得できないということになってはいけなく考えています。早く終わることにはしたことはない反面、拙速になってはいけません。難しいところですが、その両立を求めていかななくてはならないと思っています。

○ 現状の数値を見て、私自身は肯定的に評価しています。過去、法社会学、民事訴訟の分野では、裁判を利用する当事者側から見ると、裁判官あるいは弁護士が訴訟に必要なこと以外はカットし、当事者の思いを切りつめた形で法律要件に該当することだけに集中して話を聞いて、訴訟当事者でありながら、蚊帳の外に置かれていたという批判がありました。

それが今、何が変わってきているのかというと、法曹養成制度が変わってロースクールができました。ロースクール教育では、リーガルカウンセリングという当事者の声に耳を傾ける教育が強化されています。訴訟の内容が複雑化する中、当事者がオーダーを出してくるということは、弁護士も裁判官も当事者の声に耳を傾けてきた成果であり、当事者にとっては裁判の結果がどうであっても、満足度は高まることになります。

速さを求めると満足度を犠牲にしないといけません。審理期間が長くなっているのは否定的に捉えるのではなく、当事者の声を聞いていることの表れではないでしょうか。そう考えると、今の現状は法曹教育の効果でもあり、当事者を重視した形での訴訟手続になっているのではないのでしょうか。

○ 犯罪被害に遭われた方のカウンセリングをしている知見から、刑事裁判と民事裁判を同時にしている国があると思いますが、日本でもできたらと思います。裁判が長く時間がかかると、被害に遭われた方は加害者と長く関わっていかねばならない辛さがあって、迅速化が求められるところだと思います。

ウェブ会議の話がありましたが、裁判所に行かなくていいのはいいと思いました。遠隔で傍聴などもできたらいいなとも思いました。ただ、意見があったとおり、拙速になってはいけないし、しっかり審議はしてほしいと思います。IT化に伴い、録音、録画、撮影の問題、情報の取扱いが懸案事項であると思います。

◇ 裁判に求められるのは何なのか。判決の結論が正しければいいのか、速ければいいのか。結論は変わらないとしても、当事者が主体的に手続に参加したという思いを持つこと自体が紛争解決にとって重要であることを裁判官として肝に命じていきたいと思います。

刑事と民事を同時に裁判をする諸外国の話がありましたが、日本においても刑事事件に付随して、被害者が加害者に損害賠償請求する制度はあります。

IT化に関しては、インターネットを通じた傍聴はありませんが、被害を受けた方が衆人環視の法廷で話をしなければならないという事態は避けられるようになっています。

○ 審理期間2年を目標ということですが、鹿児島地裁では平均審理期間8.8月、全国でも10.5月で、既に目標を達成しているのではないかと思います。民間であれば、目標達成したら更に目標を短くするので、20ヶ月を目標にするのが妥当かと思って聞いていました。

また、エクセルの活用例がありましたが、文章だったものを表にして見える化して、お互いの主張を比較対照させる資料の作り方は、とても分かりやすいと思います。

◇ 審理期間の目標についてですが、平均で見ると達成できていますが、統計で見ると2年を超える事件が10%程度あります。

エクセルの活用については、各裁判官が試行錯誤しているところです。

- 争点整理についての研修は裁判所ではどのようにされていますか。
- ◇ 昔は、先輩裁判官のやり方を見て盗むといった徒弟制度的なところもありました。現在は、埼玉県にある司法研修所で、裁判官になった後にも研修を受ける機会があります。
- 弁護士の場合、争点整理の技術等を学ぶ機会として、弁護士会で組織的にされていますか、それとも事務所ごとにされていますか。
- ◎ 弁護士の場合、司法研修所で研修した後は、改めて争点整理について教わる場は特段ありません。事務所の先輩弁護士から教わることはありますが、制度化されたものではありません。弁護士会としては、様々な研修のメニューが用意されていますが、参加は強制ではありません。

争点整理で一番悩ましいのは、依頼者からの情報が十分でないこと、あるいはその情報の変遷することであり、当初考えていた争点がずれていくことになり、裁判所に迷惑がかかることです。

- 弁護士事務所は、裁判所と違って事件を選べるので、それぞれの事務所で専門性が出てきます。例えば、医療事件をよく取り扱う事務所ではその分野の知見が増えていくので、争点整理についても円滑になり、専門的な弁護士同士が対立当事者でいると、放っておいても争点整理がうまく運ぶということがあります。事務所が専門化するというのは、研修とは違いますが、専門的知識や訴訟技術を修得する有効な手段であると思います。
- AIに法律書を読ませて争わせたらどうなるかみたいな議論もありますが、対象は人なので、いくら頭が良くても心がないと、被害者の方々、依頼者の方々に寄り添えないと思います。

私は金融機関で指導する立場にありますが、常々、人に寄り添える行員になりなさいと言っています。頭が良くても、人の心が分からないとずれてしまうよと言っています。

- 迅速化については問題なしという気持ちで聞いていましたが、社会情勢の変化もあるので、目標期間の算出方法には違和感がありました。

民間人として、今後問題となってくるのは労働時間のことだと思います。長時間働いていた職員が退職し、そうでない職員に代わっていくことで、裁判所内の労働時間が少なくなるということは、それだけ裁判にかかる期間が長引くということになります。

また、外国人の留学生、労働者が増える中で、複雑な裁判も増えていくと思います。簡単な事件はより簡略化して、複雑な事件には今までより時間をかけて、新しいことに対応していくのがいいと思いました。

- 鹿児島地裁の平均審理期間 8. 8 月というのは、想像していたより短かったです。人の心理として、準備書面の提出期限を設定するに当たっては、十分期間が欲しいと思うので、短くするのは難しいのではないかと思います。

準備書面の提出期限を守らない事案は多いのでしょうか。

- ◇ 多くはありませんが、少なからずあります。色々な事情があるのだと思いますが、裁判所としても問題意識を持っているところです。

- 裁判所は、準備書面の作成等にどのくらい時間がかかるのかを当該弁護士に確認してから次回期日を決めるのが一般的ですが、約束された期間内に準備書面等が提出されないこともあって、その事情が納得できる場合とそうでない場合があります。

審理期間が短くなっていると褒めの言葉もいただきましたが、複雑困難な事件で長期化している事件も確かにあります。裁判官も弁護士も何とか早くできないかと努力をしているところです。

本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。